

令和2年8月7日

保護者の皆様

愛知県立松蔭高等学校長

愛知県独自の緊急事態宣言が発出されたことに伴う学校の対応について（お知らせ）

昨日、本県独自の緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言の主な内容は下記1～3のとおりです。学校の臨時休業の要請はありません。

本校でも緊急事態宣言の内容を踏まえ、感染対策を引き続き十分講じた上で教育活動を実施いたします。

記

1 対象区域 愛知県全域

2 対象期間 8月6日（木）から8月24日（月）まで

3 要請事項

① 不要不急の行動自粛・行動の変容

お盆休み期間中は、不要不急の行動の自粛をお願いします。

② 県をまたぐ不要不急の移動自粛

体調が優れない場合は、帰省や旅行を控えてください。

帰省や旅行先でも、最新情報を確認し、体調管理と基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

③ 感染防止対策の徹底

4 その他

緊急事態宣言を受けて、部活動の実施については、8月31日（月）までの間、以下のように示されました。（「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準における部活動の実施について（改訂）から）

① 対外的な練習試合、合同練習及び部合宿については自粛し、校内での活動に止める。（卒業生など外部関係者の練習への参加も避ける。）

② 校内で練習する場合であっても、熱中症事故防止の観点も踏まえ、短時間の活動となるよう配慮する。

担当 教頭 橋元 直子・大橋 一幸

電話 052-481-9471